

生徒の皆さんへ

暴力は犯罪！



気に入らないなどといって人に暴力をふるうのは犯罪です。けがを負わせたりすると、治療費を払う責任を負います。

- 暴行 ～ 刑法第208条 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金など
- 傷害 ～ 刑法第204条 15年以下の懲役又は50万円以下の罰金

万引きは犯罪！



万引きは、窃盗という犯罪です。
見つかってから万引きした品物を返しても犯罪は消えません。
自分は万引きをしなくても、友達が万引きするそばで見張りをする、万引きするよう頼む・命令することも同じ罪です。
盗んだものを買ったり、もらったりすることも犯罪になります。

- 窃盗 ～ 刑法第235条 10年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 盗品譲り受け等 ～ 刑法第256条第1項・2項 最高10年以下の懲役及び50万円以下の罰金

放置自転車の使用は犯罪！



他人の自転車を勝手に乗るのも、窃盗になります。
公園などに捨ててあるように見える自転車を自分のものとして使用することも横領という犯罪になります。

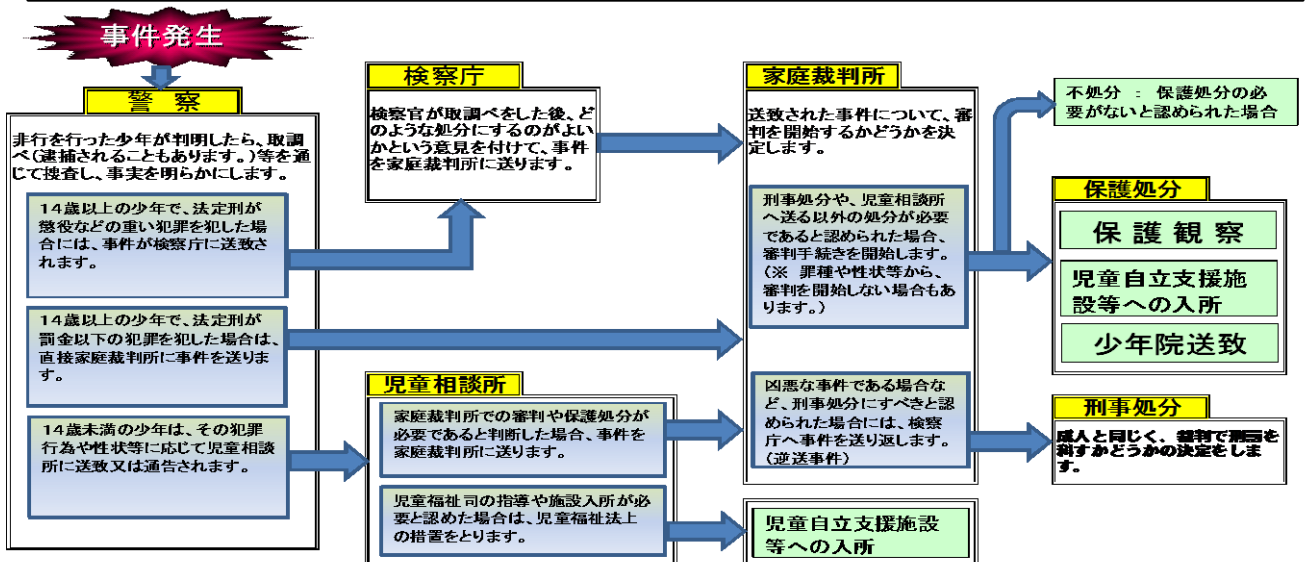
- 遺失物横領・占有離脱物横領 ～ 刑法第254条 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

建物への侵入や物を壊すのは犯罪！



勝手に夜中の学校に入ったり、遊びで空屋に入ることも犯罪になります。
ガラスを割ったり、物を壊すことも犯罪になります。

- 建造物侵入 ～ 刑法第130条 3年以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 器物損壊等 ～ 刑法第261条 3年以下の懲役又は30万円以下の罰金など



犯罪は厳しく取り締まられます！ 社会のルールを守りましょう！！